

平成16年度税制改正の要点

目 次

平成16年度税制改正の概要

平成16年度税制改正の内容

【所得 税】

- 1 住宅税制
- 2 土地税制
- 3 中小企業・ベンチャー支援
- 4 金融・証券税制
- 5 年金税制
- 6 その他の改正

【法人 税】

- 1 中小企業・ベンチャー支援
- 2 金融・産業の構造改革を促進する税制
- 3 その他の改正

【相続税・贈与税】

- 1 土地税制
- 2 中小企業支援税制

【住 民 税】

- 1 住宅税制
- 2 土地税制
- 3 中小企業・ベンチャー支援
- 4 金融・産業の構造改革を促進する税制
- 5 金融・証券税制
- 6 年金税制
- 7 地方分権への対応（三位一体改革等）
- 8 その他の改正

【事 業 税】

【固定資産税】

【その他の地方税】

- 1 国際課税
- 2 グリーン化税制
- 3 その他の改正

平成16年度税制改正の概要

最近の社会経済情勢及び財政状況を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化に資する観点から、住宅・土地税制、中小企業関係税制、金融・証券税制、法人税制、国際課税等について適切な措置を講ずる。併せて、年金制度改革に資する観点も踏まえつつ、世代間及び世代内の公平を確保するため年金税制の見直しを行う。また、地方分権を推進する観点から所要の措置を講ずる。

具体的には、

- ・年金課税の適正化
 - ・恒久的減税(定率減税)の縮減、廃止
 - ・三位一体改革の中で、国、地方を通じた個人所得課税の抜本的見直し
 - ・基礎年金拠出金に対する国庫負担割合の段階的な引き上げに必要な安定した財源の確保
 - ・所得税から個人住民税への本格的な財源移譲の実現
 - ・年金、医療、介護等の社会保障給付全般に要する費用の公平な負担
- その他の所要の措置を一体として講ずる。

(注) 平成16年度においても、国・地方を合わせ6兆円を相当上回る個人所得課税及び法人課税の恒久的な減税が継続している。

また、平成15年度税制改正で講じられた措置の実施により、平成16年度においては約1.5兆円のネット減税が先行する。

平成16年度税制改正の内容

【所得税】

1 住宅税制

項 目	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等																														
住宅借入金等特別控除	<p>(1) 平成16年から平成20年までに居住の用に供した場合の控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率を次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>控除期</th> <th>住宅借入金等の年末残高</th> <th>適 用 年</th> <th>控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年</td> <td>10年間</td> <td>5,000万円以下の部分</td> <td>1年目～10年目</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>同上</td> <td>4,000万円以下の部分</td> <td>1年目～8年目 9、10年目</td> <td>1.0% 0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成18年</td> <td>同上</td> <td>3,000万円以下の部分</td> <td>1年目～7年目 8年目～10年目</td> <td>1.0% 0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成19年</td> <td>同上</td> <td>2,500万円以下の部分</td> <td>1年目～6年目 7年目～10年目</td> <td>1.0% 0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成20年</td> <td>同上</td> <td>2,000万円以下の部分</td> <td>1年目～6年目 7年目～10年目</td> <td>1.0% 0.5%</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	控除期	住宅借入金等の年末残高	適 用 年	控除率	平成16年	10年間	5,000万円以下の部分	1年目～10年目	1.0%	平成17年	同上	4,000万円以下の部分	1年目～8年目 9、10年目	1.0% 0.5%	平成18年	同上	3,000万円以下の部分	1年目～7年目 8年目～10年目	1.0% 0.5%	平成19年	同上	2,500万円以下の部分	1年目～6年目 7年目～10年目	1.0% 0.5%	平成20年	同上	2,000万円以下の部分	1年目～6年目 7年目～10年目	1.0% 0.5%	平成16年1月1日以後
居住年	控除期	住宅借入金等の年末残高	適 用 年	控除率																												
平成16年	10年間	5,000万円以下の部分	1年目～10年目	1.0%																												
平成17年	同上	4,000万円以下の部分	1年目～8年目 9、10年目	1.0% 0.5%																												
平成18年	同上	3,000万円以下の部分	1年目～7年目 8年目～10年目	1.0% 0.5%																												
平成19年	同上	2,500万円以下の部分	1年目～6年目 7年目～10年目	1.0% 0.5%																												
平成20年	同上	2,000万円以下の部分	1年目～6年目 7年目～10年目	1.0% 0.5%																												
特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除	<p>(2) 個人が譲渡資産の譲渡をした年の一定の日において当該譲渡資産の取得に係る一定の住宅借入金等の残高を有することとする要件を除外したうえ、その適用期限を3年延長する。</p> <p>(注) この特例については、譲渡資産に係る譲渡損失の金額があるときは、当該譲渡資産の譲渡による所得以外の通算及び翌年以降の繰越しを認める。また、純損失の繰越控除制度及び純損失の繰戻し還付制度の純損失の金額には、当該譲渡資産に係る譲渡損失の金額を含めないものとする。</p>	3年延長																														
特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の創設	<p>(3) 個人が、平成16年1月1日から平成18年12月31日までの間にその有する家屋又は土地等でその年1月1日において所有期間が5年を超えるものの当該個人の居住の用に供しているもの(以下「譲渡資産」という。)の譲渡(親族等に対するものを除く。)をした場合(当該個人が当該譲渡に係る契約を締結した日の前日において当該譲渡資産に係る一定の住宅借入金等の金額を有する場合に限る。)において、当該譲渡の日の属する年に当該譲渡資産に係る譲渡損失の金額があるときは、一定の要件の下で、その譲渡損失の金額についてその年の翌年以後3年内の各年分(合計所得金額が3,000万円以下である年分に限る。)の総所得金額等からの繰越控除を認める。</p> <p>(注) .「譲渡資産に係る譲渡損失の金額」とは譲渡資産に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額(当該譲渡資産に係る一定の住宅借入金等の金額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残高を限度とする。)のうち損益通算をしてもなお控除しきれない部分の金額をいう。</p> <p>.この特例については、譲渡資産に係る譲渡損失の金額があるときは、当該譲渡資産の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年以降の繰越しを認める。また、純損失の繰越控除制度及び純損失の繰戻し還付制度の純損失の金額には、当該譲渡資産に係る譲渡損失の金額を含めないものとする。</p>	平成16年1月1日から平成18年12月31日まで																														

特定の居住用財産の買換え等及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例	(4) 適用期限を3年延長する。	3年延長
給与所得者等が住宅資金の貸付等を受けた場合の課税の特例	(5) 適用期限を2年延長する。	2年延長
優良賃貸住宅等の割増償却制度	(6) 対象となる賃貸住宅から都心共同住宅を除外するとともに、特定優良賃貸住宅の割増償却率を30%（耐用年数35年以上であるものについては40%）から21%（耐用年数35年以上であるものについては、28%）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。	2年延長

2 土地税制

項 目	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等									
土地、建物等の長期譲渡所得の課税の特例	(1) 土地、建物等の長期譲渡所得の課税の特例 長期譲渡所得の課税の特例について、土地、建物等を譲渡した場合の税率軽減の特例を廃止し、次のように税率を引き下げる。	平成16年1月1日以後									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">現 行（特例措置）</th> <th style="width: 50%;">改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・特別控除後の譲渡益 20%</td> <td>・特別控除後の譲渡益 15%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記の改正は、平成16年1月1日以後に行う土地、建物等の譲渡について適用する。</p> <p>優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次の措置を講じたうえ、その適用期限を5年延長する。</p> <p>イ 次のように税率を引き下げる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">現 行</th> <th style="width: 50%;">改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(イ) 特別控除後の譲渡益 4,000万円以下の部分 15%</td> <td>(イ) 譲渡益2,000万円以下の部分 10%</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 特別控除後の譲渡益 4,000万円超の部分 20%</td> <td>(ロ) 譲渡益2,000万円超の部分 15%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 収用交換等により代替資産を取得した場合の課税の特例、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例その他の課税の繰延べ措置並びに収用交換等の5,000万円特別控除、特定土地区画整理事業等のための2,000万円特別控除、特定住宅地造成事業等のための1,500万円特別控除、農地保有合理化等のための800万円特別控除及び居住用財産の3,000万円特別控除を適用した場合には、この軽減税率の特例は適用しない。</p> <p>(注) これらの改正は、平成16年1月1日以後に行う土地、建物等の譲渡について適用する。</p> <p>長期譲渡所得の100万円特別控除は、廃止する。</p> <p>(注) 上記の改正は、平成16年分以後の所得税について適用する。</p>	現 行（特例措置）	改 正	・特別控除後の譲渡益 20%	・特別控除後の譲渡益 15%	現 行	改 正	(イ) 特別控除後の譲渡益 4,000万円以下の部分 15%	(イ) 譲渡益2,000万円以下の部分 10%	(ロ) 特別控除後の譲渡益 4,000万円超の部分 20%	(ロ) 譲渡益2,000万円超の部分 15%
現 行（特例措置）	改 正										
・特別控除後の譲渡益 20%	・特別控除後の譲渡益 15%										
現 行	改 正										
(イ) 特別控除後の譲渡益 4,000万円以下の部分 15%	(イ) 譲渡益2,000万円以下の部分 10%										
(ロ) 特別控除後の譲渡益 4,000万円超の部分 20%	(ロ) 譲渡益2,000万円超の部分 15%										
		平成16年分以後									

<p>土地、建物等の短期譲渡所得の課税の特例</p>	<p>(2) 土地、建物等の短期譲渡所得の課税の特例 土地、建物等の短期譲渡所得の課税の特例について、次のように税率を引き下げる。</p> <table border="1" data-bbox="424 275 1141 674"> <thead> <tr> <th data-bbox="424 275 783 315">現行</th> <th data-bbox="783 275 1141 315">改正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="424 315 783 517"> 次のいずれか多い方の税額による。 譲渡益の40%相当額 全額総合課税をした場合の上積税額の110%相当額 ただし、国等に対する譲渡について </td> <td data-bbox="783 315 1141 517"> 次の税額による。 ・譲渡益の30%相当額 ただし、国等に対する譲渡については、次の税額による。 ・譲渡益の15%相当額 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 517 783 584"> 次のいずれか多い方の税額による。 譲渡益の所得税20%相当額 </td> <td data-bbox="783 517 1141 584"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 584 783 674"> 全額総合課税をした場合の上積税額 </td> <td data-bbox="783 584 1141 674"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記の改正は、平成 16 年 1 月 1 日以後に行う土地、建物等の譲渡について適用する。</p>	現行	改正	次のいずれか多い方の税額による。 譲渡益の40%相当額 全額総合課税をした場合の上積税額の110%相当額 ただし、国等に対する譲渡について	次の税額による。 ・譲渡益の30%相当額 ただし、国等に対する譲渡については、次の税額による。 ・譲渡益の15%相当額	次のいずれか多い方の税額による。 譲渡益の所得税20%相当額		全額総合課税をした場合の上積税額		<p>平成 16 年 1 月 1 日以後</p>
現行	改正									
次のいずれか多い方の税額による。 譲渡益の40%相当額 全額総合課税をした場合の上積税額の110%相当額 ただし、国等に対する譲渡について	次の税額による。 ・譲渡益の30%相当額 ただし、国等に対する譲渡については、次の税額による。 ・譲渡益の15%相当額									
次のいずれか多い方の税額による。 譲渡益の所得税20%相当額										
全額総合課税をした場合の上積税額										
<p>土地建物等の譲渡損失に対する制限</p>	<p>(3) 土地、建物等の長期譲渡所得の金額又は短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、土地、建物等の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年以降の繰越しを認めない。 (注) 上記の改正は、平成 16 年分以後の所得税について適用する。</p>	<p>平成 16 年分以後</p>								
<p>短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例</p>	<p>(4) 適用停止措置の期限を 5 年延長する。</p>	<p>5 年延長</p>								
<p>特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の 1500 万円特別控除</p>	<p>(5) 適用期限を 3 年延長する。</p>	<p>3 年延長</p>								
<p>特定の資産の買換えの場合等の課税の特例</p>	<p>(6) 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えの適用期限を 3 年延長する。</p>	<p>3 年延長</p>								

3 中小企業・ベンチャー支援

項 目	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
エンジェル税制の 拡充	<p>(1) エンジェル税制の拡充 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例（いわゆるエンジェル税制）について、次の措置を講ずる。 特定中小会社の範囲の拡大 適用対象となる特定中小会社の範囲に、次に掲げる株式会社を加える。</p> <p>イ 内国法人のうち、その設立の日以後10年を経過していない中小企業者に該当するもので、投資事業組合契約に従って投資事業有限責任組合を通じて投資される等の一定の要件を満たす株式会社</p> <p>ロ 内国法人のうち、その設立の日以後10年を経過していない中小企業者に該当するもので、証券業協会がその定める規則に従って指定をした銘柄（グリーンシート・エマージング区分）の株式を発行する等一定の要件を満たす株式会社</p> <p>（注）上記の改正は、平成16年4月1日以後に払込みにより取得する株式について適用する。</p> <p>特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の対象となる特定株式の譲渡期間の緩和等</p> <p>イ この特例の対象となる特定中小会社の特定株式の譲渡期間について、譲渡の日において同日前3年超所有し、かつ、上場等の日以後3年内の間の譲渡（現行：上場等の日において同日前3年超所有し、かつ、上場等の日以後3年内の譲渡）に緩和する。</p> <p>ロ 上記イの譲渡期間要件の緩和に伴い、上場等の日前に特定中小会社の特定株式を合併・買収等による一定の譲渡をした場合における株式等に係る譲渡所得等の金額について、特定中小会社の特定株式を譲渡した場合の譲渡所得等の課税の特例を対象とする。</p> <p>（注）上記の改正は、平成16年4月1日以後に行う特定中小会社の特定株式の譲渡について適用する。</p>	<p>平成16年4月1日以後</p> <p>平成16年4月1日以後</p>
相続財産に係る非上場株式等をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当等の課税の特例の創設	<p>(2) 相続財産に係る非上場株式等をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当等の課税の特例の創設 相続又は遺贈による財産の取得をした個人でその相続又は遺贈につき相続税があるものが、その相続の開始があった日の翌日からその相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間にその相続税額に係る課税価格の計算の基礎に算入された上場株式等以外の株式（以下「非上場株式」という。）を当該非上場株式の発行会社に譲渡した場合について、次の措置を講ずる。 当該非上場株式の譲渡の対価として当該発行会社から交付を受けた金銭の額が当該発行会社の資本等の金額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、みなし配当課税を行わない。 上記の適用を受ける金額について、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を適用する。</p> <p>（注）上記の改正は、平成16年4月1日以後の相続等により取得した非上場株式を同日以後に譲渡する場合について適用する。</p>	<p>平成16年4月1日以後</p>
青色申告特別控除額	<p>(3) 長年の青色申告制度をめぐる議論の経緯を踏まえ、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者については、青色申告特別控除額を65万円（現行55万円）に引き上げる。なお、簡易な簿記の方法により記録している者に係る経過措置は、廃止する。</p> <p>（注）上記の改正は、平成17年分以後の所得税について適用する。</p>	<p>平成17年分以後</p>
中小企業投資促進税制	<p>(4) 器具備品の取得価額要件を100万円以上から120万円以上に、リース費用総額要件を140万円以上から160万円以上に引き下げたうえ、その適用期限を2年延長する。</p>	<p>2年延長</p>

4 金融・証券税制

項 目	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
公募株式投資信託の譲渡益課税	(1) 公募株式投資信託の受益証券を譲渡した場合における譲渡所得等の金額について、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の優遇税率(7%)を適用する。 (注)上記の改正は、平成16年1月1日以後に行う公募株式投資信託の受益証券の譲渡による所得について適用する。	平成16年1月1日以後
特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等	(2) 特定口座内保管上場等の譲渡に係る所得計算等の特例等 特定口座内保管上場株式等の範囲に、公募株式投資信託の受益証券を加える。 (注)上記の改正は、平成16年4月1日以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用する。 なお、外国投資信託以外の公募株式投資信託については、同年10月1日以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用する。 特定口座の取扱者の範囲に、銀行、協同組織金融機関又は登録金融機関を加える。 (注)上記の改正は平成16年4月1日以後に設定される特定口座について適用する。	平成16年4月1日以後
公募株式投資信託の譲渡損失	(3) 公募株式投資信託の受益証券の譲渡による損失について、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の対象とする。	平成16年4月1日以後
収益の分配に係る源泉徴収	(4) 公募株式投資信託の受益証券の販売をする証券業者、銀行、協同組織金融機関又は登録金融機関(以下「証券業者等」という。)が、買取請求により買い取った公募株式投資信託の受益証券につき、その収益の分配の計算期間を通じて(当該受益証券が当該計算期間の途中において買い取ったものである場合には、その買取の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて)社債等の振替えに関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の方法により管理されている場合において、当該証券業者等が当該公募株式投資信託の受益証券の買取をした日又は同日の翌営業日に行った解約に基づき支払いを受ける当該計算期間に対応する収益の分配については、一定の要件の下で、源泉徴収を行わないこととする。 (注)上記の改正は、平成16年4月1日以後に買い取った公募株式投資信託の一部の解約について適用する。	平成16年4月1日以後
平成16年4月1日以後特定口座を開設する居住者等が出国をする場合	(5) その特定口座での上場株式等の出入れを行わないことその他一定の要件の下で、その者の帰国後にその特定口座の継続適用を認める。 (注)上記の改正は平成16年4月1日以後に出国する場合について適用する。	平成16年4月1日以後
非上場株式に関する譲渡益課税の税率軽減	(6) 上場株式等以外の株式等を譲渡した場合における株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税率を所得税15%(現行:20%)に引き下げる。 (注)上記の改正は、平成16年1月1日以後に行う株式の譲渡による所得について適用する。	平成16年1月1日以後

<p>勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税制度</p>	<p>(7) 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税制度について、次の措置を講ずる。 転職者等の非課税継続適用期間を2年（現行1年）に延長する。 （注）上記の改正は、平成16年4月1日以後に離職等をした場合について適用する。 公社債投資信託以外の公募証券投資信託に係る財形住宅（年金）非課税貯蓄契約につき目的外払出しをした場合における遡及課税について、上場株式等の配当等に係る優遇税率は適用しないものとする。 （注）上記の改正は平成16年4月1日以後に目的外払出しの事実が生じた場合について適用する。</p>	<p>平成16年4月1日以後 平成16年4月1日以後</p>
<p>償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例</p>	<p>(8) 償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例について、次の措置を講ずる。 適用対象となる短期公社債の範囲に、外国法人が発行する振替外債で短期外債（いわゆる電子CP）に該当するものを加える。 短期社債及び短期外債の譲渡及び償還等に係る支払調書制度等を整備する。 （注）上記の改正は、平成16年4月1日以後に発行される短期外債について適用する。また、上記の改正は、平成18年4月1日以後に発行される短期社債及び短期外債について適用する。 適用対象となる特定振替記載等がされる特定短期公社債等の範囲に、適格外国仲介業者により開設された口座において振替記載等がされる割引短期国債等を加えるとともに、譲渡に係る支払調書制度及び各人別帳簿制度の整備等を行う。 （注）上記の改正は、平成16年4月1日以後の振替記載等について適用する。</p>	<p>平成16年4月1日以後</p>

5 年金税制

項 目	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
<p>公的年金等控除及び 高齢者控除</p>	<p>(1) 公的年金等控除及び高齢者控除 公的年金等控除及び高齢者控除について、次の見直しを行う。 イ 公的年金等控除のうち、年齢65歳以上の者に対して上乗せされている措置を廃止する。 ロ 高齢者控除を廃止する。 ハ 高齢者特別加算として年齢65歳以上の者の公的年金等控除の最低保障額を50万円加算し、120万円とする特例措置を講ずる。 （注）これらの改正は、平成17年分以後の所得税について適用する。</p>	<p>平成17年分以後</p>
<p>公的年金等に係る源泉徴収</p>	<p>(2) 公的年金等に係る源泉徴収 上記(1)の改正に伴い、特定公的年金等に係る源泉徴収について、特定公的年金等の支払額からの控除額等の見直しを行う。 （注）上記の改正は平成17年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用する。 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則の規定による特例年金に係る源泉徴収の方法の整備を図る。 （注）上記の改正は、平成16年6月1日以後に支払うべき公的年金等について適用する。</p>	<p>平成17年1月1日以後 平成16年6月1日以後</p>

6 その他の改正

項 目	改 正 の 内 容				適用時期等
通勤手当	交通用具使用者の通勤手当について、通勤距離が片道 45 km以上の者の1月当たりの非課税限度額を次のように引き上げる。				平成 16 年 4 月 1 日以後
	現 行		改 正		
	片道35 km以上	20,900円	片道35 km以上 45km未 満	20,900円	
		ただし、その運賃相当額が20,900円超の場合は運賃相当額（100,000円を限度）		ただし、その運賃相当額が20,900円超の場合は運賃相当額（100,000円を限度）	
			片道45 km以上	24,500円	
		ただし、その運賃相当額が24,500円超の場合は運賃相当額（100,000円を限度）			
(注) 上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に受けるべき通勤手当について適用する。					

【法人税】

中小企業支援は、中小企業の経営状況が極めて厳しい状況にある中、新規起業の促進、事業承継の円滑化及び中小企業の投資促進を図るための措置を講ずる。

金融・産業の構造改革は、近年、金融機関が不良債権処理を加速させ、また、あらゆる産業分野で企業が大胆な事業の再構築を進めることにより、多額の欠損金が発生している。金融・産業の一体的再生を実現し、わが国企業の競争力を強化するには、こうした負の遺産の清算に取り組む企業を支援するとともに、創業や新規事業の立上げなど初期段階で多額のコストを伴う企業活動を支える基盤整備が不可欠である。

1. 中小企業・ベンチャー支援

項 目	改 正 の 内 容	適用時期等
非上場株式に関する譲渡益課税の税率軽減	(1) 非上場株式に関する譲渡益課税の税率軽減 上場株式等以外の株式等を譲渡した場合における株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税率を所得税 15%、住民税 5%（現行：所得税 20%、住民税 6%）に引き下げる。 （注）上記の改正は、平成 16 年 1 月 1 日以後に行う株式等の譲渡による所得について適用する。	平成 16 年 1 月 1 日以後
エンジェル税制の拡充	(2) 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例（いわゆるエンジェル税制）について、次の措置を講ずる。 特定中小会社の範囲の拡大 適用対象となる特定中小会社の範囲に、次に掲げる株式会社を加える イ 内国法人のうち、その設立の日以後 10 年を経過していない中小企業者に該当するもので、投資事業組合契約に従って投資事業有限責任組合を通じて投資される等一定の要件を満たす株式会社 ロ 内国法人のうち、その設立の日以後 10 年を経過していない中小企業者に該当するもので、証券業協会がその定める規則に従って指定をした銘柄（グリーンシート・エマージング区分）の株式を発行する等一定の要件を満たす株式会社 （注）上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に払込みにより取得する株式について適用する。 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の対象となる特定株式の譲渡期間の緩和等 イ この特例の対象となる特定中小会社の特定株式の譲渡期間について、譲渡の日において同日前 3 年超所有し、かつ、上場等の日以後 3 年内の間の譲渡（現行：上場等の日において同日前 3 年超所有し、かつ、上場等の日以後 3 年内の譲渡）に緩和する。 ロ 上記イの譲渡期間要件の緩和に伴い、上場等の日前に特定中小会社の特定株式を合併・買収等による一定の譲渡をした場合における株式等に係る譲渡所得等の金額について、特定中小会社の特定株式を譲渡した場合の譲渡所得等の課税の特例の対象とする。 （注）上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に行う特定中小会社の特定株式の譲渡について適用する。	平成 16 年 4 月 1 日以後 平成 16 年 4 月 1 日以後
中小企業投資促進税制	(3) 中小企業投資促進税制 器具備品の取得価額要件を 100 万円以上から 120 万円以上に、リース費用総額要件を 140 万円以上から 160 万円以上に引き上げたうえ、その適用期限を 2 年延長する。	2 年延長
欠損金の繰戻し還付の不適用制度	(4) 欠損金の繰戻し還付の不適用制度 中小企業者の設立後 5 年間に生じた欠損金及び中小企業経営革新支援法の承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う中小企業者の欠損金額に係る適用除外措置の適用期限を 2 年延長する。	2 年延長

中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度	(5) 中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度適用期限を2年(中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に係る措置については、同法の期限である平成17年4月13日まで)延長する。	2年延長
---------------------------	--	------

2. 金融・産業の構造改革を促進する税制

項 目	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
欠損金の繰越控除制度等	(1) 欠損金の繰越控除制度等 欠損金の繰越控除制度等について、次のとおり見直しを行う。 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間(現行5年)、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間(現行5年)及び連結欠損金の繰越期間(現行5年)を7年に延長する。 (注)上記の改正は、平成13年4月1日以後に開始した事業年度において生じた欠損金額について適用する。 帳簿書類の保存期間について、現行5年間の保存期間とされている帳簿書類の保存期間を7年間に延長する。 (注)上記の改正は、平成13年4月1日以後に開始した事業年度に係る帳簿書類について適用する。 法人税に係る更正の期間制限について、次のとおり見直しを行う。 イ 欠損金額に係る更正の期間制限(現行5年)を7年に延長する。 ロ 脱税以外の場合の過少申告に係る更正の期間制限(現行3年)を5年に延長する。 (注)上記の改正のうち、イの改正は平成13年4月1日以後に開始した事業年度において生じた欠損金額について適用し、ロの改正は平成16年4月1日以後に法定申告期限等が到来する法人税について適用する。	平成16年4月1日以後 平成16年4月1日以後 平成16年4月1日以後
連結付加税	(2) 連結付加税 連結納税制度を選択した法人に対する付加税(いわゆる連結付加税)は、適用期限の到来をもって廃止する。	廃止
資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入制度	(3) 資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入制度 繰越欠損金額から資本積立金額を控除しないこととする。	

3. その他の改正

項 目	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
土地譲渡益に対する追加課税制度	法人の土地譲渡益(一般・短期)に対する追加課税制度について、適用停止措置の期限を5年延長する。なお、一般の土地譲渡益に対する追加課税の適用除外措置(優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外)の適用期限も5年延長する。	5年延長
寄附金控除等の対象範囲の拡充	寄附金控除等の対象となる特定公益増進法人及び相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる法人の範囲に次の業務を行う地方独立行政法人を加えるとともに、公立大学法人に対する寄附金及び相続財産の贈与については国立大学法人と同様の扱いとする。 試験研究を行うこと。 病院事業を経営すること。 社会福祉事業を経営すること。 介護老人保健施設の設置及び管理を行うこと。	
増加試験研究費等の税額控除制度	対象となる試験研究費の範囲から中小経営革新支援法に係る措置(沖縄振興特別措置法に係る部分を除く。)を除外する。	

中小企業等基盤強化税制	飲食店業を営む法人の対象設備の見直しを行う。	
商業施設等の特別償却制度	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の認定特定事業者に係る措置を除外したうえ、その適用期限を2年延長する。	2年延長
倉庫用建物等の割増償却制度について	対象となる倉庫の機能要件の見直しを行うとともに、割増償却率を12%から10%に引き下げたうえ、その適用期限を2年延長する。	2年延長
海外投資等損失準備金制度	資源開発事業法人が行うことができる資源開発事業等から飼料用穀物の開発・採取事業等を、資源探鉱事業法人が行うことができる事業から木材に係る育苗等の事業を除外したうえ、その適用期限を2年延長する。	2年延長
探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度	適用期限を3年延長する。	3年延長
受取配当等の益金不算入制度	損害保険会社の積立勘定（その運用財産が株式等でないものに限る。）から支払われる利子を負債利子控除の対象から除外する措置を5年間の租税特別措置として創設する。	
連結納税制度における投資簿価修正	その修正事由から連結グループ内の適格合併等を除外する。	
使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例	適用期限を2年延長する	2年延長
欠損金の繰戻し還付の不適用制度	適用期限を2年延長する。	2年延長
エネルギー需給構造改革推進投資促進税制	対象設備を見直したうえ、適用期限を2年延長する。	2年延長
公害防止用設備の特別償却	<p>公害防止用設備の特別償却制度について、次のとおり見直しを行う。</p> <p>一般公害防止用設備について、対象設備から産業廃棄物処理用設備のうち鋳物廃砂処理装置を除外したうえ、適用期限を1年又は2年延長する。</p> <p>家畜排せつ物処理・保管用設備について、対象者を家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の規定による指導及び助言を受けていないこと等の要件を満たす者としたうえ、その適用期限を平成18年3月31日まで延長する。</p> <p>脱特定物質対応型設備について、次のとおり見直したうえ、その適用期限を2年延長する。</p> <p>イ 冷凍冷蔵関連装置のうち冷凍陳列棚の品温要件を零下15度から8度に引き上げる。</p> <p>ロ 洗浄装置、ドライクリーニング装置並びに冷凍冷蔵関連装置のうちバス用冷房装置、トラック用冷凍装置及びコンテナ用冷凍装置（内航又は外航用のものに限る。）を除外する。</p>	<p>2年延長</p> <p>平成18年3月31日まで延長</p> <p>2年延長</p>

再商品化設備等の特別償却制度	特定家庭用機器廃棄物再生処理装置、アルミニウム再生地金製造設備並びに再生紙製造設備のうち洗浄装置、脱水装置及び叩解装置を除外するとともに、食品循環資源再生利用装置につき基準取得価額要件（取得価額の75%相当額）を設けたうえ、その適用期限を2年延長する。	2年延長															
金属鉱業等鉱害防止準備金制度	適用期限を2年延長する。	2年延長															
特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金制度	適用期限を2年延長する	2年延長															
確定拠出年金制度	<p>確定拠出年金の拠出限度額について、次のとおり引き上げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>イ 企業型</th> <th>(現行)</th> <th>(改正)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(イ) 他の企業年金がない場合</td> <td>月額3.6万円</td> <td>月額4.6万円</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 他の企業年金がある場合</td> <td>月額1.8万円</td> <td>月額2.3万円</td> </tr> <tr> <th>ロ 個人型</th> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 企業年金がない場合</td> <td>月額1.5万円</td> <td>月額1.8万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>少額資産の場合の中途引出し要件の緩和を図る。</p>	イ 企業型	(現行)	(改正)	(イ) 他の企業年金がない場合	月額3.6万円	月額4.6万円	(ロ) 他の企業年金がある場合	月額1.8万円	月額2.3万円	ロ 個人型			・ 企業年金がない場合	月額1.5万円	月額1.8万円	
イ 企業型	(現行)	(改正)															
(イ) 他の企業年金がない場合	月額3.6万円	月額4.6万円															
(ロ) 他の企業年金がある場合	月額1.8万円	月額2.3万円															
ロ 個人型																	
・ 企業年金がない場合	月額1.5万円	月額1.8万円															

【相続税・贈与税】

1 土地税制

項 目	改 正 の 内 容	適用時期等
農地等についての相続税の納税猶予の特例の改正に伴う賃貸住宅用地等への転用に係る経過措置	農地等についての相続税の納税猶予の特例の改正に伴う賃貸住宅用地等への転用に係る経過措置について、適用対象者を見直したうえ、その適用期限を3年延長する。	3年延長

2 中小企業支援税制

項 目	改 正 の 内 容	適用時期等
特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例	<p>特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例対象となる特定同族会社株式等の価額の上限を10億円（現行3億円）に引き上げる。</p> <p>（注）上記の改正は、平成16年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。</p>	平成16年1月1日以後

【住 民 税】

1. 住宅税制

項 目	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
<p>特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除</p> <p>特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の創設</p>	<p>(1) 個人が譲渡資産の譲渡をした年の一定の日において当該譲渡資産の取得に係る一定の住宅借入金等の残高を有することとする要件を除外したうえ、その適用期限を3年延長する。</p> <p>(注) この特例については、譲渡資産に係る譲渡損失の金額があるときは、当該譲渡資産の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年以降の繰越しを認める。また、純損失の繰越控除制度の純損失の金額には、当該譲渡資産に係る譲渡損失の金額を含めないものとする。</p> <p>(2) 個人が、平成16年1月1日から平成18年12月31日までの間にその有する家屋又は土地等でその年1月1日において所有期間が5年を超えるものの当該個人の居住の用に供しているもの(以下「譲渡資産」という。)の譲渡(親族等に対するものを除く。)をした場合(当該個人が当該譲渡に係る契約を締結した日の前日において当該譲渡資産に係る一定の住宅借入金等の金額を有する場合に限る。)において、当該譲渡の日の属する年に当該譲渡資産に係る譲渡損失の金額があるときは、一定の要件の下で、その譲渡損失の金額についてその年の翌々年度以後3年度間の各年度分(合計所得金額が3,000万円以下である年度分に限る。)の総所得金額等からの繰越控除を認める。</p> <p>(注) 「譲渡資産に係る譲渡損失の金額」とは、譲渡資産に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額(当該譲渡資産に係る一定の住宅借入金等の金額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とする。)のうち損益通産をしてもなお控除しきれない部分の金額をいう。</p> <p>この特例については、譲渡資産に係る譲渡損失の金額があるときは、当該譲渡資産の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年以降の繰越しを認める。また、純損失の繰越控除制度の純損失の金額には、当該譲渡資産に係る譲渡損失の金額を含めないものとする。</p>	<p>3年延長</p> <p>ま 平成16年1月1日から平成18年12月31日まで</p>

2. 土地税制

項 目	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等										
<p>土地、建物等の長期譲渡所得の課税の特例</p>	<p>(1) 土地、建物等の長期譲渡所得の課税の特例 長期譲渡所得の課税の特例について、土地、建物等を譲渡した場合の税率軽減の特例を廃止し、次のように税率を引き下げる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">現 行 (特 例 措 置)</th> <th style="width: 50%;">改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・特別控除後の譲渡益 6%</td> <td>・特別控除後の譲渡益 5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記の改正は、平成16年1月1日以後に行う土地、建物等の譲渡について適用する。</p> <p>優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次の措置を講じたうえ、その適用期限を5年延長する。</p> <p>イ 次のように税率を引き下げる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">現 行</th> <th style="width: 50%;">改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(イ) 特別控除後の譲渡益4,000万円以下の部分 5%</td> <td>(イ) 譲渡益2,000万円以下の部分 4%</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 特別控除後の譲渡益4,000万円超の部分 6%</td> <td>(ロ) 譲渡益2,000万円超の部分 5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 収用交換等により代替資産等を取得した場合の課税の特例、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例その他の課税の繰延</p>	現 行 (特 例 措 置)	改 正	・特別控除後の譲渡益 6%	・特別控除後の譲渡益 5%	現 行	改 正	(イ) 特別控除後の譲渡益4,000万円以下の部分 5%	(イ) 譲渡益2,000万円以下の部分 4%	(ロ) 特別控除後の譲渡益4,000万円超の部分 6%	(ロ) 譲渡益2,000万円超の部分 5%	<p>平成16年1月1日以後</p> <p>5年延長</p>
現 行 (特 例 措 置)	改 正											
・特別控除後の譲渡益 6%	・特別控除後の譲渡益 5%											
現 行	改 正											
(イ) 特別控除後の譲渡益4,000万円以下の部分 5%	(イ) 譲渡益2,000万円以下の部分 4%											
(ロ) 特別控除後の譲渡益4,000万円超の部分 6%	(ロ) 譲渡益2,000万円超の部分 5%											

	<p>べ措置並びに収用交換等の5,000万円特別控除、特定土地区画整理事業等のための2,000万円特別控除、特定住宅地造成事業等のための1,500万円特別控除、農地保有合理化等のための800万円特別控除及び居住用財産の3,000万円特別控除を適用した場合には、この軽減税率の特例は適用しない。</p> <p>(注) これらの改正は、平成16年1月1日以後に行う土地、建物等の譲渡について適用する。</p> <p>長期譲渡所得の100万円特別控除は、廃止する。</p> <p>(注) 上記の改正は、平成17年度分以後の個人住民税について適用する。</p>	平成17年度分以後				
<p>土地、建物等の短期譲渡所得の課税の特例</p>	<p>(2) 土地、建物等の短期譲渡所得の課税の特例</p> <p>短期譲渡所得の課税の特例について、次のように税率を引き下げる。</p> <table border="1" data-bbox="443 622 1193 996"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 622 813 656">現 行</th> <th data-bbox="813 622 1193 656">改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 656 813 996"> <p>次のいずれか多い方の税額による。</p> <p>譲渡益の12%相当額</p> <p>全額総合課税をした場合の上積税額の110%相当額</p> <p>ただし、国等に対する譲渡については、次のいずれか多い方の税額による。</p> <p>譲渡益の6%相当額</p> <p>全額総合課税をした場合の上積税額</p> </td> <td data-bbox="813 656 1193 996"> <p>次の税額による。</p> <p>・譲渡益の9%相当額</p> <p>ただし、国等に対する課税については、次の税額による。</p> <p>・譲渡益の5%相当額</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記の改正は、平成16年1月1日以後に行う土地、建物等の譲渡について適用する。</p>	現 行	改 正	<p>次のいずれか多い方の税額による。</p> <p>譲渡益の12%相当額</p> <p>全額総合課税をした場合の上積税額の110%相当額</p> <p>ただし、国等に対する譲渡については、次のいずれか多い方の税額による。</p> <p>譲渡益の6%相当額</p> <p>全額総合課税をした場合の上積税額</p>	<p>次の税額による。</p> <p>・譲渡益の9%相当額</p> <p>ただし、国等に対する課税については、次の税額による。</p> <p>・譲渡益の5%相当額</p>	平成16年1月1日以後
現 行	改 正					
<p>次のいずれか多い方の税額による。</p> <p>譲渡益の12%相当額</p> <p>全額総合課税をした場合の上積税額の110%相当額</p> <p>ただし、国等に対する譲渡については、次のいずれか多い方の税額による。</p> <p>譲渡益の6%相当額</p> <p>全額総合課税をした場合の上積税額</p>	<p>次の税額による。</p> <p>・譲渡益の9%相当額</p> <p>ただし、国等に対する課税については、次の税額による。</p> <p>・譲渡益の5%相当額</p>					
<p>土地、建物等の譲渡損失に対する制限</p>	<p>(3) 土地、建物等の長期譲渡所得の金額又は短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、土地、建物等の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年以降の繰越しを認めない。</p> <p>(注) 上記の改正は、平成17年度分以後の個人住民税について適用する。</p>	平成17年度分以後				
<p>短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例</p>	<p>(4) 適用停止措置の期限を5年延長する。</p>	5年延長				

3. 中小企業・ベンチャー支援

項 目	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
エンジェル税制の拡充	<p>(1) 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例(いわゆるエンジェル税制)について、次の措置を講ずる。</p> <p>特定中小会社の範囲の拡大</p> <p>適用対象となる特定中小会社の範囲に、次に掲げる株式会社を加える</p> <p>イ 内国法人のうち、その設立の日以後10年を経過していない中小企業者に該当するもので、投資事業組合契約に従って投資事業有限責任組合を通じて投資される等一定の要件を満たす株式会社</p> <p>ロ 内国法人のうち、その設立の日以後10年を経過していない中小企業者に該当するもので、証券業協会がその定める規則に従って指定をした銘柄(グリーンシート・エマージング区分)の株式を発行する等一定の要件を満たす株式会社</p> <p>(注) 上記の改正は、平成16年4月1日以後に払込みにより取得する株式について適用する。</p>	平成16年4月1日以後

青色申告特別控除額	<p>特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の対象となる特定株式の譲渡期間の緩和等</p> <p>イ この特例の対象となる特定中小会社の特定株式の譲渡期間について、譲渡の日において同日前3年超所有し、かつ、上場等の日以後3年内の間の譲渡（現行：上場等の日において同日前3年超所有し、かつ、上場等の日以後3年内の譲渡）に緩和する。</p> <p>ロ 上記イの譲渡期間要件の緩和に伴い、上場等の日前に特定中小会社の特定株式を合併・買収等による一定の譲渡をした場合における株式等に係る譲渡所得等の金額について、特定中小会社の特定株式を譲渡をした場合の譲渡所得等の課税の特例の対象とする。</p> <p>（注）上記の改正は、平成16年4月1日以後に行う特定中小会社の特定株式の譲渡について適用する。</p> <p>（2）長年の青色申告制度をめぐる論議の経緯を踏まえ、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者については、青色申告特別控除額を65万円（現行55万円）に引き上げる。なお、簡易な簿記の方法により記録している者に係る経過措置は、廃止する。</p> <p>（注）上記の改正は、平成18年度分以後の個人住民税について適用する。</p>	<p>平成16年4月1日以後</p> <p>平成18年度分以後</p>
-----------	---	-------------------------------------

4. 金融・産業の構造改革を促進する税制

項 目	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
欠損金の繰越控除制度等	法人住民税について、欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずる。	

5. 金融・証券税制

項 目	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
公募株式投資信託の譲渡益課税	<p>（1）公募株式投資信託の受益証券を譲渡した場合における譲渡所得等の金額について、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の優遇税率（3%）を適用する。</p> <p>（注）上記の改正は、平成16年1月1日以後に行う公募株式投資信託の受益証券の譲渡による所得について適用する。</p>	平成16年1月1日以後
特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等	<p>（2）特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等</p> <p>特定口座内保管上場株式等の範囲に、公募株式投資信託の受益証券を加える。</p> <p>（注）上記の改正は、平成16年4月1日以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用する。なお、外国投資信託以外の公募株式投資信託については、同年10月1日以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用する。</p> <p>特定口座の取扱者の範囲に、銀行、協同組織金融機関又は登録金融機関を加える。</p> <p>（注）上記の改正は、平成16年4月1日以後に設定される特定口座について適用する。</p>	平成16年4月1日以後
公募株式投資信託の譲渡損失	（3）公募株式投資信託の受益証券の譲渡による損失について、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の対象とする。	
非上場株式に関する譲渡益の税率軽減	<p>（4）上場株式等以外の株式等を譲渡した場合における株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税率を5%（現行6%）に引き下げる。</p> <p>（注）上記の改正は、平成16年1月1日以後に行う株式等の譲渡による所得について適用する。</p>	平成16年1月1日以後

6. 年金税制

項 目	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
公的年金等控除及び老年者控除	<p>公的年金等控除及び老年者控除について、次の見直しを行う。</p> <p>公的年金等控除のうち、年齢 65 歳以上の者に対して上乗せされている措置を廃止する。</p> <p>老年者控除を廃止する。</p> <p>老年者特別加算として年齢 65 歳以上の者の公的年金等控除の最低保障額を 50 万円加算し、120 万円とする特例措置を講ずる。</p> <p>(注)これらの改正は、平成 18 年度分以後の個人住民税について適用する。</p>	平成 18 年度分以後

7. 地方分権への対応（三位一体改革等）

項 目	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
税源移譲の実施	<p>(1) 三位一体改革の一環として、次のとおり税源移譲を実施する。</p> <p>平成 18 年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施することとし、それまでの間の暫定措置として、平成 16 年度において、所得税の一部を用途を限定しない一般財源として地方へ譲与する所得譲与税を創設する。</p> <p>所得譲与税による平成 16 年度の税源移譲額は、4,249 億円とし、人口を基準として都道府県及び市区町村へ譲与する。</p>	平成 17 年度分以後
均等割の見直し	<p>(2) 地方税の基幹税である個人住民税の基礎的部分としての均等割について、次のとおり見直しを行う。</p> <p>市町村民税の均等割について、人口段階別の税率区分を廃止し、その税率を 3,000 円（年額）に統一する。</p> <p>個人住民税均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、夫と同じ市町村内に住所を有する者に対する非課税措置を廃止する。</p> <p>(注)上記の改正は平成 17 年度分以後の個人住民税について適用するが、上記の者に係る平成 17 年度分の個人住民税については、その税率を 2 分の 1 に軽減する。</p>	

8. その他の改正

項 目	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
個人住民税所得割の見直し	<p>個人住民税所得割について、所得の金額が 35 万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に 35 万円（現行 36 万円）を加えた金額）以下の者を非課税とする。</p> <p>また、個人住民税均等割の非課税基準を、35 万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に 22 万円（現行 24 万円）を加えた金額）とする。</p>	

【事業税】

項 目	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
欠損金の繰越控除制度等	法人事業税について、欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずる。	
銀行等保有株式取得機構に係る法人事業税	資本等の金額を証券取引法に規定する高度の金融商品等を取り扱う証券会社の最低資本金の額（10億円）とみなす資本割の課税標準の特例措置を5年間に限り講ずる。	
特定目的会社に係る法人事業税	旧資産流動化法に規定するSPC（特定目的会社）に係る法人事業税について、資産流動化法に規定するSPCと同様の課税方式とする。	
無償減資等を行った法人	平成13年4月1日以後に行った当該無償減資等の金額を資本等の金額から控除する資本割の課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。	
医療法人等が行う医療等に係る特例	医療法人等が行う心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定に基づく医療について、事業税の課税標準の算定方法上の特例措置を設ける。	
法人事業税の付加価値割の算定	棚卸資産等の取得価額に算入する給与等の金額を法人税の損金の額に算入する事業年度ではなく、支出する事業年度の課税標準に含めることとする。	
都道府県が条例による法人事業税の課税標準の特例	都道府県が条例による法人事業税の課税標準の特例を用いる場合には外形標準課税の対象となる法人の課税標準と均衡を図るよう規定を整備する。	

〔固定資産税〕

項 目	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
高齢者向けの優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置	対象となる高齢者向け優良賃貸住宅を地方公共団体の建設費補助を受けたものとし、かつ、戸数要件の下限を5戸に限定したうえ、その適用期限を2年延長する。	2年延長
新築住宅に係る固定資産税の減額措置	戸建以外の貸家住宅の床面積要件の下限を40㎡(現行35㎡)としたうえ、その適用期限を2年延長する。	2年延長
特定優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置	戸数要件の下限を10戸(現行中心市街地において新築されるものに限り5戸)とし、床面積要件の下限を50㎡(現行35㎡)としたうえ、その適用期限を2年延長する。	2年延長
商業地等に係る固定資産税	負担水準の上限が法定された70%の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準60%から70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置を講ずる。 なお、都市計画税についても同様の措置を講ずる。	
密集市街地における防災街区の整備の促進	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する一定の家屋に係る固定資産税について、居住部分を最初の5年間3分の2、非居住部分を最初の5年間3分の1減額する措置を2年間に限り講ずる。	
課税自主権の拡大	地方分権を推進する観点から、地方公共団体の課税自主権の拡大を図るため、次の措置を講ずる。 固定資産税の制限税率を廃止する。 標準税率の定義を見直し、財政上の特別の必要があると認める場合に限り税率を変更することができることとされている要件を緩和する。 既存の法定外税の税率の引下げ、課税期間の短縮及び廃止については、総務大臣への協議・同意を不要とする。 特定少数の納税者が税収の大半を納税することとなる法定外税を新設又は変更する場合について、条例制定前に議会で納税者の意見を聴取する手続きを設ける。 その他所要の規定の整備を行う。	
廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置	対象から廃プラスチック類油化装置、一般廃棄物たい肥化設備、一般廃棄物燃料化設備、廃木材破砕・再生処理装置のうち専ら木材・木製品製造業を営む者が設置するもの以外のもの、古紙他用途利用製品製造装置のうちパルプモールドを製造するもの及びガラスくず窯業原料利用装置のうちガラスびんを製造するものを除外し、廃木材破砕・再生処理装置、廃木材乾燥熱圧装置及び古紙他用途利用製品製造装置の課税標準を最初の3年間価格の4分の3(現行3分の2)としたうえ、対象に建設汚泥再生処理装置を追加するとともに、その適用期限を2年延長する。	2年延長
公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置	公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のような見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。 対象から鋳物廃砂再生処理施設及び一般粉じん処理施設を除外する。	2年延長

	<p>指定物質の排出抑制施設については課税標準を価格の3分の1(現行6分の1)とする。</p> <p>窒素酸化物の発生抑制のための燃焼改善設備については課税標準を価格の2分の1(現行3分の1)とする。</p> <p>湖沼水質保全特別措置法の指定施設に係る污水处理施設については課税標準を価格の3分の2(現行3分の1)とする。</p>	
その他の固定資産税の課税標準の特例措置	<p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に規定する家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象を一定の規模以上の施設としたうえ、その適用期限を2年延長する</p>	2年延長
外国貿易用コンテナに係る固定資産税の課税標準の特例措置	<p>適用期限を2年延長する。</p>	2年延長
家屋所有者以外の者が取り付け付帯設備	<p>家屋の所有者以外の者が取り付け付帯設備に対して課する固定資産税については、当該付帯設備を償却資産とし、取り付け付帯者を納税義務者とする等の規定の整備を行う。</p>	
固定資産課税台帳記載事項証明書の交付	<p>地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律において、固定資産税課税台帳記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡し事務を郵便局で取り扱わせることができるようにする措置を講ずる。</p>	

【その他の地方税】

1 国際課税

項 目	改 正 の 内 容	適用時期等
日米租税条約の改正に伴う関連国内法令の整備	<p>(1) 日米租税条約の改正に関連して、次の措置を講ずる。</p> <p>両国で課税上の取扱いが異なる事業体への条約の適用に関する措置</p> <p>日米新租税条約（以下「新条約」という。）において、両国で課税上の取扱いが異なる事業体に対する条約の適用に関する規定が設けられたことを受けて、そのような事業体に対する条約の規定に基づくわが国の課税の取扱いを明確化するための措置を講ずる。</p> <p>特典制限条項の適用に関する措置</p> <p>新条約において、条約相手国以外の国の居住者による条約の濫用を防止するため、所定の要件を満たした条約相手国の居住者に対してのみ条約の特典を付与する規定（特典制限条項）が設けられたことを受けて、次の措置を講ずる。</p> <p>イ 特典制限条項のある条約の適用を受けようとする場合には、特典制限条項に関する事項等を記載した条約届出書にこれらに関する書類等を添付して、税務署長に提出するものとする。</p> <p>ロ 特典制限条項のある条約に定められた適格性に関する権限ある当局の認定を受けようとする場合には、認定に係る要件に関する事項等を記載した申請書にその要件に関する書類等を添付して、国税庁長官に提出するものとする。</p> <p>ハ その他条約の適用手続について、所要の措置を講ずる。</p> <p>その他所得条項で規定する独立企業間価格超過額の取扱いに関する措置</p> <p>新条約において、その他の所得の金額が独立企業間価格を超えるときにおける限度税率による課税規定が設けられたことを受けて、このような場合に限度税率により課税を行うために必要な規定の整備を行う。</p> <p>新条約適用開始後における旧条約適用に関する経過措置</p> <p>新条約において、新条約が適用される租税に関し、一年間に限り、旧条約の選択適用を認める規定が設けられたことを受けて、新条約の適用開始後においてもなお旧条約の適用を受けるために必要な規定の整備を行う。</p> <p>移転価格税制に係る独立企業間価格の算定方法の整備</p> <p>新条約において、両国間で、移転価格課税事案についてOECD移転価格ガイドラインに従ってその問題解決を図ることとされたことに併せて、移転価格税制に係る独立企業間価格の算定方法に、OECD移転価格ガイドラインにおいて認められている取引単位営業利益法を追加する。</p>	
源泉徴収の免除手続	<p>(2) 国内に恒久的施設を有する非居住者・外国法人の受ける一定の国内源泉所得に係る源泉徴収の免除手続を、証明書の提出方式から証明書の提示方式に改める。これに伴い、外国銀行等の受ける貸付金の利子に係る課税の特例を廃止する。</p> <p>(注) 上記の改正は、平成16年7月1日以後に支払いを受けるべき国内源泉所得について適用する。</p>	平成16年7月1日以後
過小資本税制	<p>(3) 国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例（いわゆる過小資本税制）について、その適用要件として3倍基準に代えて類似法人基準を用いる場合には、類似法人の過去3年内のいずれかの事業年度の総負債の純資産に対する比率を用いることができることとする。</p> <p>(注) 上記の改正は、平成16年4月1日以後に終了する事業年度について適用する。</p>	平成16年4月1日以後
償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例	<p>(4) 適用対象となる特定振替記載等がされる特定短期公社債等の範囲に、適格外国仲介業者により開設された口座において振替記載等がされる割引短期国債等を加えるとともに、譲渡に係る支払調書制度及び各人別帳簿制度の整備等を行う。</p>	平成16年4月1日以後

	(注)上記の改正は、平成16年4月1日以後の振替記載等について適用する。	
民間国外債等の利子及び発行差益の課税の特例	(5)適用期限を2年延長する。	2年延長
特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の課税の特例	(6)適用期限を2年延長する。	2年延長
外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例	(7)適用期限を2年延長する。	2年延長

2 グリーン化税制

項 目	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
自動車税	<p>(1)自動車税について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置(いわゆる「自動車税のグリーン化」)を税収中立を前提に、以下のように講ずる。</p> <p>環境負荷の小さい自動車 平成16年度及び平成17年度に新車新規登録された以下の自動車について、当該登録の翌年度に以下の特例措置を講ずる。</p> <p>イ 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準値より5%以上燃費性能の良い自動車並びに電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車について、税率を概ね100分の50軽減する。</p> <p>ロ 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準値を満たすものについて、税率を概ね100分の25軽減する。</p> <p>ハ 平成17年自動車排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準値より5%以上燃費性能の良い自動車について税率を概ね100分の25軽減する。</p> <p>環境負荷の大きい自動車 平成16年度及び平成17年度に下記の年限を超えている自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。)について、その翌年度から以下の特例措置を講ずる。</p> <p>イ ディーゼル車で新車新規登録から11年を経過したものについて、税率を概ね100分の10重課する。</p> <p>ロ ガソリン車又はLPG車で新車新規登録から13年を経過したものについて、税率を概ね100分の10重課する。</p>	
自動車取得税	<p>(2)燃費基準を満たす自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置について、以下のとおり重点化したうえ、2年延長する。</p> <p>燃費基準値より5%以上燃費性能の良い自動車で、平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車について、取得価額から30万円を控除する。</p> <p>燃費基準値より5%以上燃費性能の良い自動車で、平成17年自動車排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能の良い自動車について、取得価額から20万円を控除する。</p> <p>燃費基準を満たす自動車で、平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車について、取得価額から20万円控除する。</p>	
自動車取得税の特例	(3)平成17年自動車排出ガス規制に適合した自動車(ディーゼル車に限	

措置	<p>る)について、当該自動車の取得が平成16年4月1日から平成17年9月30日までの間に行われたときは以下のとおり特例措置を講ずる。</p> <p>平成17年自動車排出ガス規制に適合した自動車(ディーゼル車に限る。)のうち、乗用車を除く自動車について、自動車取得税の税率から100分の2控除する。</p> <p>平成17年自動車排出ガス規制に適合した自動車(ディーゼル車に限る。)のうち、乗用車について、自動車取得税の税率から100分の1控除する。</p> <p>(4)自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法が適用される地域内において、窒素酸化物又は粒子状物質の排出基準に適合しない一定の自動車について永久抹消登録を受けた者又は一時抹消登録を受けた自動車について解体の届出をした者が、新たに窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準に適合し、かつ、最新の自動車排出ガス規制に適合した自動車を取得した場合の自動車取得税の税率の特例措置について、取得した場合に特例の適用対象となる自動車の範囲を見直したうえ、平成17年自動車排出ガス規制に適合した自動車(乗用車を除く。)を加える。</p> <p>さらに、平成17年自動車排出ガス規制に適合した自動車のうちディーゼル車(乗用車を除く。)については、自動車取得税の税率から、平成16年4月1日から平成17年9月30日までに取得した場合に限り、100分の2.1控除する。</p>	
----	---	--

3 その他の改正

項 目	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
不動産取得税	<p>(1)新築特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置(床面積の2倍(200㎡限度)相当額の減額)について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を3年(本則2年)以内に緩和する特例措置について、やむを得ない事情がある場合には4年以内に緩和したうえ、その適用期限を2年延長する。</p> <p>(2)不動産取得税について、新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>(3)密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が従前の宅地等に対応して取得する不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格に新たに取得した防災施設建築敷地等の価額の合計額に対する従前の宅地等の価額の合計額の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずる。</p> <p>(4)密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が過小床不交付の場合又はやむを得ない事情により権利変換を希望しない旨の申出をした場合において、補償金を受けて2年以内に取得する代替不動産に係る不動産取得税について、従前の不動産の固定資産課税台帳に登録された価格に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずる。</p> <p>(5)密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業の施行に伴い施行者が取得した不動産について、当該不動産の取得の日から一定期間内に施行地区内の従前の権利者に譲渡した場合の当該譲渡する不動産に係る不動産取得税について、納税義務の免除措置を講ずる。</p> <p>(6)マンション建替事業の施行に伴いやむを得ない事情により権利変換を希望しない旨の申出をした者が施行マンション内で行っていた事業を引き続き行うための当該事業の用に供する土地等(住宅の用に供す</p>	<p>2年延長</p> <p>2年延長</p>

	<p>るものを除く。)に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>(7) 自己の居住の用に供しない新築特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置(床面積の2倍(200㎡限度)相当額の減額)について、住宅新築から土地取得までの経過年数要件を2年(本則1年)以内に緩和する特例措置を廃止する。</p>	
登録免許税	<p>(1) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業の施行のため必要な土地又は建物に関する一定の登記に対する登録免許税を非課税とする措置を講ずる。</p> <p>(2) マンション建替事業の施工者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>(3) 特定目的会社(SPC)が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。</p>	<p>2年延長</p> <p>2年延長</p>
市町村の合併	<p>(1) 市町村合併に関する新しい法律において、現行の市町村の合併の特例に関する法律において講じられている地方税に関する特例措置と同様の特例措置を講ずる。</p> <p>(2) 現行の市町村の合併の特例に関する法律について、適用期限に係る経過措置を講ずる際に、経過措置が講じられている期間についても、現行の市町村の合併の特例に関する法律において講じられている地方税に関する特例措置を講ずる。</p> <p>(3) 合併特例区(仮称)について、他の特別地方公共団体に係る地方税に関する税制上の措置と同様の措置を講ずる。</p>	
事業所税	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者が専ら廃棄物の処理の事業の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置(4分の3控除)を2年間に限り講ずる。</p>	
特別土地保有税	<p>特別土地保有税の徴収猶予の根拠となっている非課税措置について、その適用期限の延長等所要の措置を講ずる。</p>	
市町村たばこ税道府県交付金(仮称)の創設	<p>市町村たばこ税道府県交付金(仮称)の創設</p> <p>納入された市町村たばこ税が課税限度額を超える場合には、その超える額に相当する金額を、翌年度、市町村から道府県に対して交付する。</p> <p>市町村たばこ税に係る課税限度額は、昼間搬入人口を含む成人人口一人一日当たりのたばこ消費本数の3倍に相当する額として定める。</p>	